

- 「鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画」の点検, 評価, 見直しについて ... 5-1
- (参考) 子ども・子育て支援法 ... 5-2
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針 ... 5-4
- 教育・保育施設の状況 ... 5-5
- 保育所等の待機児童数の推移 ... 5-7
- 重点項目
- 1 市町村子ども・子育て支援事業計画の確保方策(利用定員総数)に係る令和5年度計画と実績の比較について ... 5-8
- 2 認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進体制 ... 5-24
- 3 地域子ども・子育て支援事業の推進 ... 5-33

「鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画」の点検、評価、見直しについて

1 計画の達成状況の点検、評価、見直し

計画の達成状況の点検、評価、見直しについては、県子ども・子育て支援会議の意見を踏まえながら、次のように対応する。

(1) 点検、評価

各年度において、計画に基づく施策の実施状況等について点検、評価を行い、その結果を公表する。

(2) 見直し

市町村においては、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村計画の見直しを行うこととなっているが、県においては、市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行うこととする。なお、この場合において見直し後の計画の期間は、当初の計画期間とする。

2 点検、評価の実施方法

- 毎年度の点検・評価については、個別の進捗状況（アウトプット）を中心に、計画と進捗状況の乖離の有無、また、乖離があった場合は市町村とともにその対応策を検討する。
また、計画全体の成果（アウトカム）については、計画期間中の一定時期に点検・評価を実施する。
- 点検、評価項目については、かごしま子ども未来プラン2020第6章「子ども・子育て支援新制度の推進」が標記計画になっていることから、下記の各項目を重点的に点検、評価することとする。

〈重点項目〉

- ① 教育・保育の量の見込み及び確保方策
- ② 認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進体制
「特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上」を含む。
- ③ 地域子ども・子育て支援事業の推進

※ なお、① 教育・保育の量の見込み及び確保方策に係る点検、評価については、市町村の現状を把握する必要があるため、各市町村において実施する子ども・子育て支援会議の意見を踏まえた点検・評価の結果に基づき実施することとする。

(参考)

○ 子ども・子育て支援法

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3～6 (略)

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8～10 (略)

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 五 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
- 六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

3・4（略）

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

6（略）

- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針
(平成二十六年七月二日内閣府告示第百五十九号)

(教育・保育の量の見込みについて)

なお、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に当たっては、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における見込みの数値と整合性がとれるよう、一の二の(三)に基づき都道府県は市町村に、一定期間ごとに報告を求める等の連携を図るとともに、広域的な観点から市町村子ども・子育て支援事業計画を調整する必要があると認められる場合には、十分な調整を図ること。

(基本指針第三「子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項」四「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項」2「各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項」(抜粋))

(点検及び評価について)

市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況(教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。)や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。この際、この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。

評価においては、個別事業の進捗状況(アウトプット)に加え、計画全体の成果(アウトカム)についても点検・評価することが重要である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

法の施行後、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、(略)当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、(略)適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

(基本指針第三「子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項」六「その他」3「子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価」(抜粋))

1 認定こども園，幼稚園，保育所 (単位：箇所)

施設種別	R3. 4. 1 (A)	R4. 4. 1 (B)	R5. 4. 1 (C)	R6. 4. 1 (D)	増減 (D) - (C)
認定こども園	274	287	295	306	11
幼保連携型	228	234	240	246	6
幼稚園型	19	19	20	21	1
保育所型	25	32	33	37	4
地方裁量型	2	2	2	2	0
幼稚園(幼稚園型を除く)	106	103	98	90	▲8
保育所(保育所型を除く)	329	318	313	315	2
合計	709	708	706	711	5

※ 休園，分園を除く

[幼稚園・幼稚園型認定こども園の内訳]

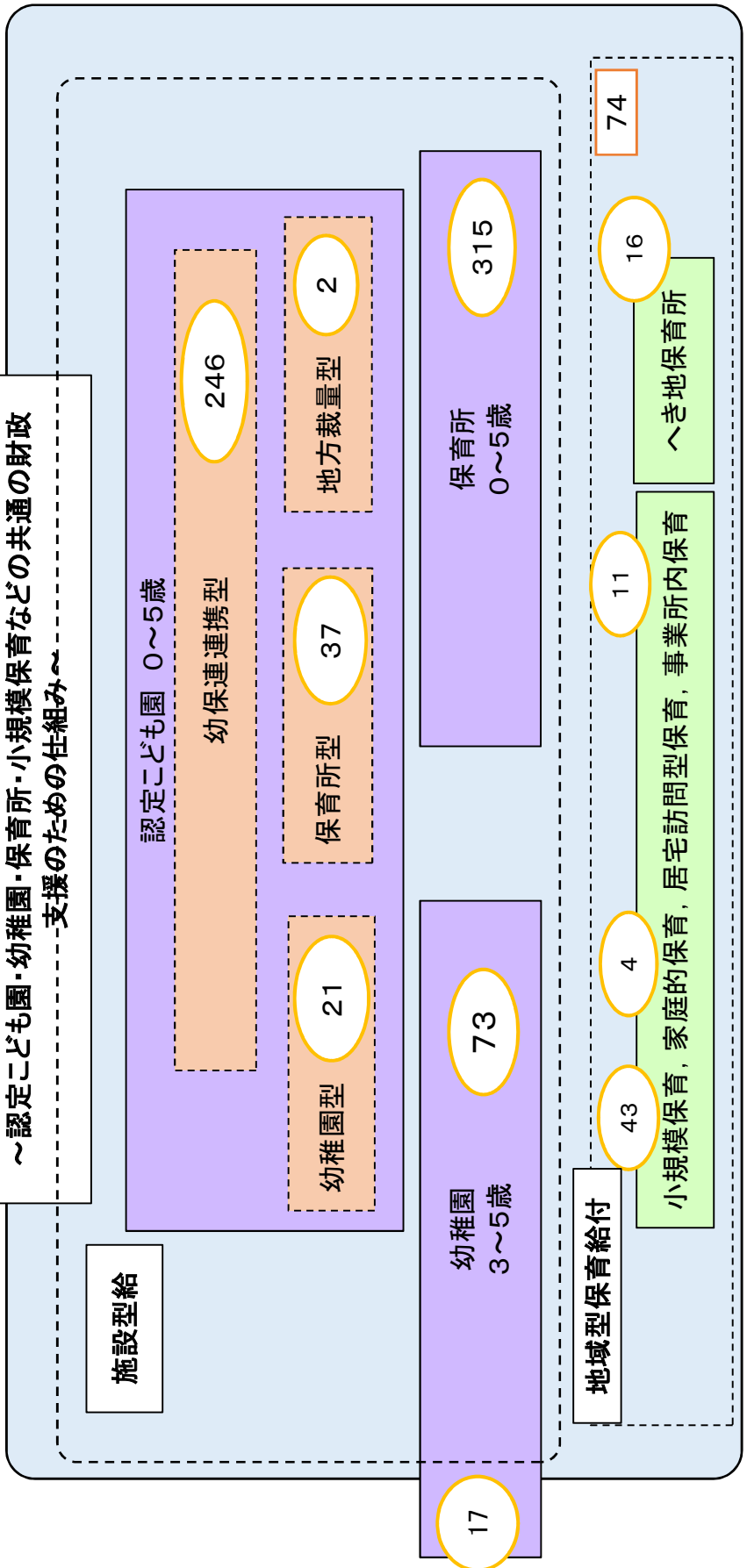
	R3. 4. 1 (A)	R4. 4. 1 (B)	R5. 4. 1 (C)	R6. 4. 1 (D)	増減 (D) - (C)
①幼稚園					
私学助成	24	23	19	16	▲3
個人立	1	1	1	1	0
新制度					
私立	26	27	27	27	0
公立	54	51	50	45	▲5
国立	1	1	1	1	0
小計	106	103	98	90	▲8
②幼稚園型認定こども園(新制度)					
私立	18	18	19	20	1
公立	1	1	1	1	0
小計	19	19	20	21	1
合計(①+②)	125	122	118	111	▲7

※ 休園を除く

2 地域型保育事業 (単位：箇所)

種別	R3. 4. 1 (A)	R4. 4. 1 (B)	R5. 4. 1 (C)	R6. 4. 1 (D)	増減 (D) - (C)
小規模保育	40	41	43	43	0
A型	23	24	26	26	0
B型	17	17	17	17	0
C型	0	0	0	0	0
家庭的保育	5	4	4	4	0
事業所内保育	11	11	10	11	1
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
計	56	56	57	58	1

768
子ども・子育て支援法
 ～認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育などの共通の財政
 支援のための仕組み～



全施設数: 1, 092

認可外保育施設 307
 ※※地方裁量型認定こども園含む

休止, 廃止除く

※ 施設数の時点 認定こども園, 保育所, 地域型保育給付の施設: R6. 4. 1時点 (県, 市町村の認可・認定件数より)
 幼稚園: R6. 5. 1時点 (「鹿児島県の教育行政」より)
 認可外保育施設: R5. 3. 31時点 (認可外保育施設現況調査・運営状況調査より)

保育所等の待機児童数の推移



就学前児童数：新子育て安心プランより
 保育所等利用児童数、認可定員、待機児童数：待機児童数調査より（共に、こども家庭庁実施）

【待機児童の定義（厚生労働省）】

○保育所等利用待機児童

調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。)又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していないもの

▶ 利用施設

- : 特定教育保育施設〔保育所、認定こども園(保育所機能部分)、幼稚園(一時預かり(幼稚園型)又は預かり保育の補助を受けている施設)〕
- : 地域型保育事業〔小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育〕
- : 企業主導型保育事業

1 市町村子ども・子育て支援事業計画の確保方策(利用定員総数)に係る令和5年度計画と実績との比較について

全体

(1) 確保方策(利用定員総数)の令和5年度計画と実績との差が小さい市町村

① 待機児童あり(R6)	1 市	始良市
② 待機児童なし	17 市町村	鹿屋市, 枕崎市, 垂水市, いちき串木野市, 南さつま市, 南九州市, 三島村, 十島村, さつま町, 湧水町, 中種子町, 大和村, 宇検村, 喜界町, 徳之島町, 和泊町, 知名町

※乖離率±10%以上であって, 乖離の実数が10人以上の市町村
 ※乖離率±10%未満であって, 乖離の実数が50人以上の市町村

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和5年度計画と実績との差が大きい市町村

① 待機児童あり(R6)	1 市	奄美市
② 待機児童なし	24 市町	鹿児島市, 阿久根市, 出水市, 指宿市, 西之表市, 薩摩川内市, 日置市, 曾於市, 霧島市, 志布志市, 伊佐市, 長島町, 大崎町, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町, 南種子町, 屋久島町, 瀬戸内町, 龍郷町, 天城町, 伊仙町, 与論町

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和5年度計画と実績に差が大きい市町村

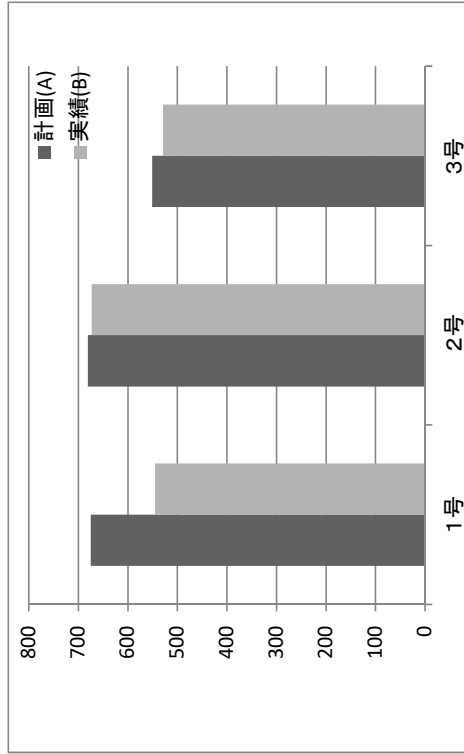
※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したものの
 ※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

① 待機児童あり

○ 奄美市

待機児童1人 (R6.4.1時点)

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	675	681	551	1,907
実績(B)	545	673	529	1,747
(B)-(A)	▲ 130	▲ 8	▲ 22	▲ 160



【理由】
 1号認定について、見込みよりもニーズが減少し、一部施設の利用定員を減らしたため実績が小さくなった。

【対策】
 公立幼稚園は園の規則により利用定員を定めているが、実績に合っていない定員を定めている園もある。市としては各施設の利用定員の適正化を指導していき、次期計画策定の確保方策に反映させていく。

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和5年度計画と実績に差が小さい市町村

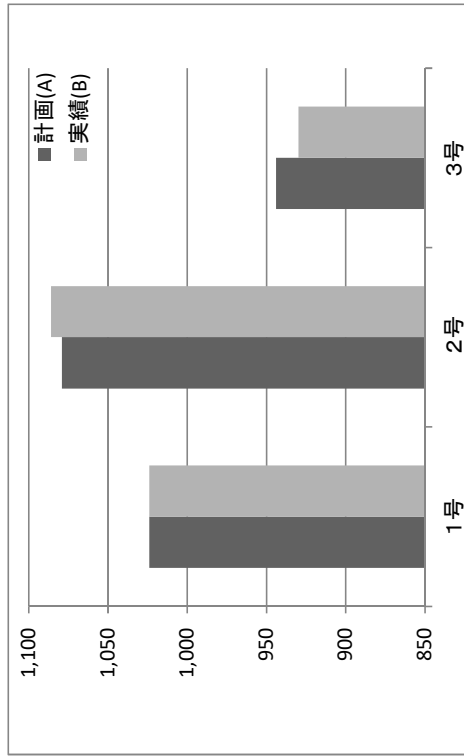
※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したものの
 ※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

① 待機児童あり

○ 始良市

待機児童11人 (R6.4.1時点)

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	1,024	1,079	944	3,047
実績(B)	1,024	1,086	930	3,040
(B)-(A)	0	7	▲ 14	▲ 7



【理由】
 ・計画時よりも保育ニーズ(2号認定及び3号認定)が多くなっており、待機児童が発生した。
【対策】
 ・鹿児島県保育士人材バンク等を活用した人材確保等に努め、待機児童の解消を図る。

各市町における待機児童発生理由及び解消に向けた取組

市町村	待機児童数		待機児童が発生している理由	待機児童解消に向けた取組
	R5.4.1	R6.4.1		
奄美市	25	1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育人材の確保が困難であったため、また、療育支援が必要な児童に保育士を手厚く配置せざるを得ない状況があったために、受け入れ児童数が利用定員に達していない施設でも受け入れが困難になってしまい待機児童が発生してしまった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育体制強化事業により保育従事者の負担軽減を図り、離職防止につなげる。 ○ 近年2号認定ニーズの減少、3号認定ニーズの増加傾向にあるため、保育室の効率的な運用により実情に応じた受入体制を整えていく。
始良市	13	11	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共働き世帯の増加等を理由とした保育ニーズの高まりに伴い、想定していた以上に申込者数が増加したため。 ○ 保育人材の確保が困難だったため。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今年度、鹿児島県保育士人材バンクに登録。人材バンクを活用した人材確保等に努め、待機児童の解消を図る。
合計	※ 61	12	※令和5年度は鹿児島市の21名と天城町の待機児童2名を含む。（令和6年度は待機児童なし）	

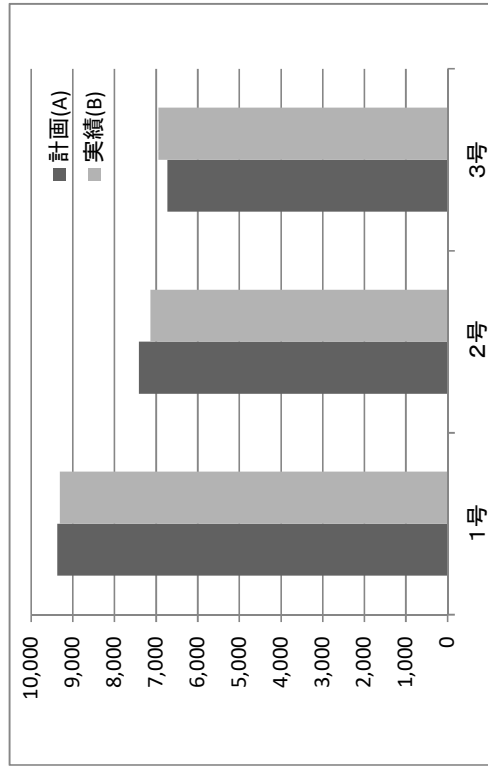
(2) 確保方策(利用定員総数)の令和5年度計画と実績に差が大きい市町村

※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの
 ※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

② 待機児童なし

○ 鹿児島市

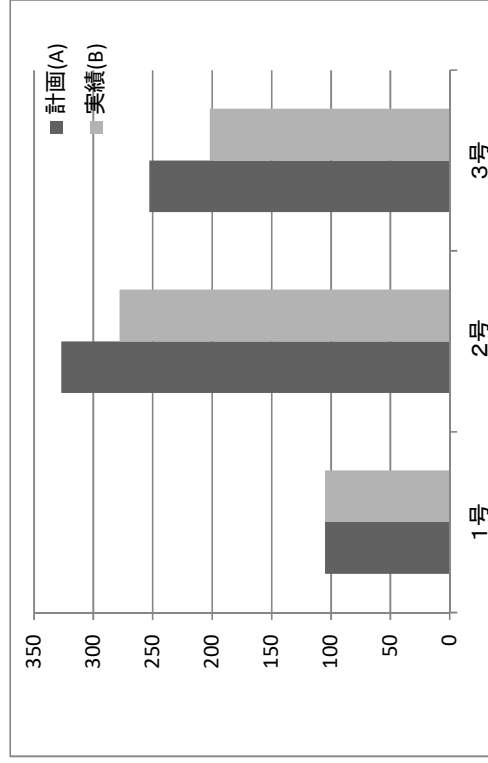
	1号	2号	3号	総数
計画(A)	9,371	7,416	6,728	23,515
実績(B)	9,312	7,134	6,947	23,393
(B)-(A)	▲ 59	▲ 282	▲ 219	▲ 122



【理由】
 ・利用定員の減員を行った施設があったため。
 ・第二期計画中間見直しを踏まえて、施設整備を進めている段階であるため。
【対策】
 ・既存施設を活用した定員増に加え、地域型保育事業も含めた施設の整備により、必要数の確保を行う。
 ・保育士等の安定的確保や業務負担軽減を図るため、本市独自の処遇改善や奨学金返済補助、ICT導入に係る補助などに取り組み。

○ 阿久根市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	105	327	253	685
実績(B)	105	278	202	585
(B)-(A)	0	▲ 49	▲ 51	▲ 100

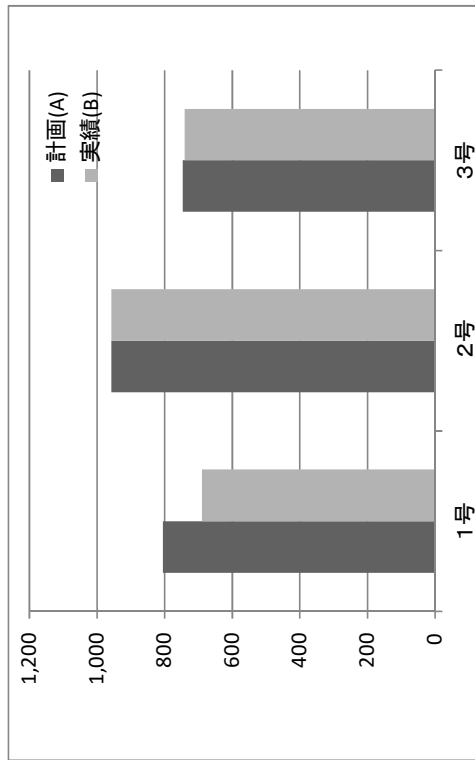


【理由】
 ・見込人口よりも実際の人口に乖離が生じており、適正な定員とするため、減少が生じたもの。
【対策】
 ・見込人口の適正化を図る。

② 待機児童なし

○ 出水市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	805	958	746	2,509
実績(B)	690	958	741	2,389
(B)-(A)	▲ 115	0	▲ 5	▲ 120



【理由】

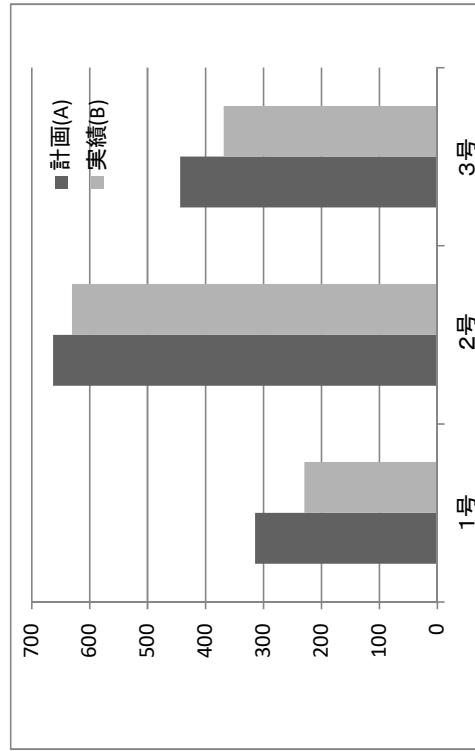
・1号認定は、保育料の無償化により需要が減少したため、利用定員数を減少した施設があった。

【対策】

・第三期子ども・子育て支援事業計画の策定において、出生数の減少及び1号認定のニーズを把握し、利用定員数を考慮していく。

○ 指宿市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	315	663	444	1,422
実績(B)	230	631	369	1,230
(B)-(A)	▲ 85	▲ 32	▲ 75	▲ 192



【理由】

・利用児童数の減少や職員不足等の影響により利用定員の減少(減)を行う施設が多く、計画を下回ったため。

【対策】

・待機児童は生じていないが、弾力化により対応している部分もある。
・次期計画では、今後の人口推計を見据えた計画値の設定と保育士等の確保策を検討しながら、次期計画に反映させる予定。

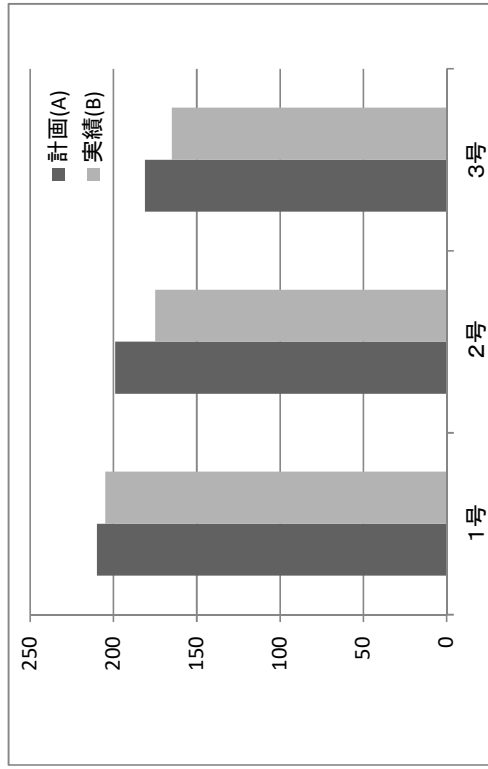
(2) 確保方策(利用定員総数)の令和5年度計画と実績に差が大きい市町村

※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの
 ※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

② 待機児童なし

○ 西之表市

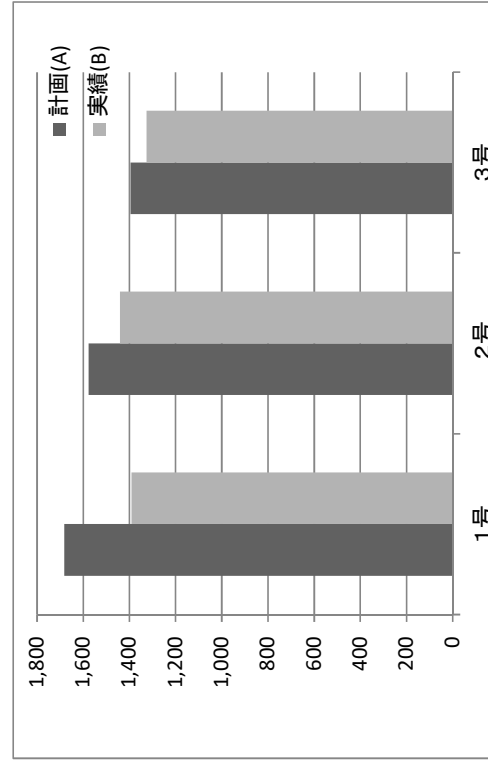
	1号	2号	3号	総数
計画(A)	210	199	181	590
実績(B)	205	175	165	545
(B)-(A)	▲ 5	▲ 24	▲ 16	▲ 45



【理由】
 ・出生数の低下及び転出者が転入者を上回ったこと等により児童数が減少しており計画を下回った。
【対策】
 ・人口統計をもとに適宜見直す。

○ 薩摩川内市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	1,682	1,577	1,396	4,655
実績(B)	1,391	1,441	1,325	4,157
(B)-(A)	▲ 291	▲ 136	▲ 71	▲ 498

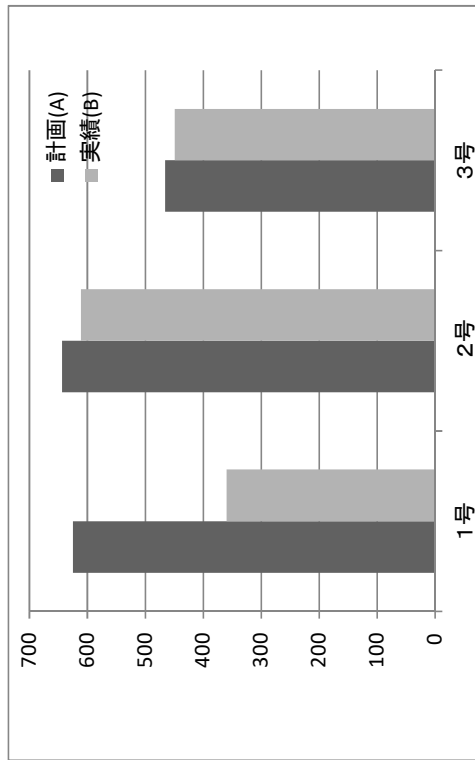


【理由】
 ・見込みよりもニーズが少なくなったことや、保育士不足等により利用定員を減らしたため、実績が小さくなった。
【対策】
 ・今後は、申込み状況及び施設の利用定員の変更等を勘案し、見込みを算出し見直しを行う予定である。

② 待機児童なし

○ 日置市

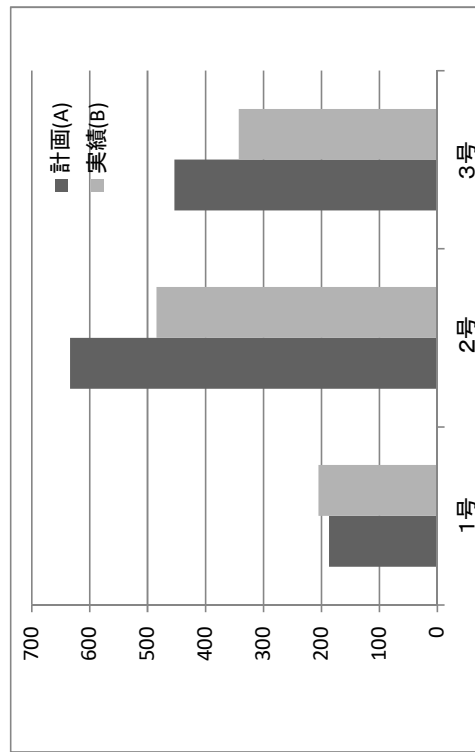
	1号	2号	3号	総数
計画(A)	625	644	466	1,735
実績(B)	360	611	449	1,420
(B)-(A)	▲ 265	▲ 33	▲ 17	▲ 315



【理由】
 ・計画よりも教育ニーズが減少し、実利用人員を考慮して定員を減少させたため。
【対策】
 ・次期計画においては、保育ニーズの高まりを踏まえて、既存施設の利用定員の増加や新規施設の設置により2・3号の利用定員を見直す予定。

○ 曾於市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	187	634	454	1,275
実績(B)	205	485	343	1,033
(B)-(A)	18	▲ 149	▲ 111	▲ 242



【理由】
 ・入所児童数の減少による利用定員の変更(減)などにより、当初の計画を下回る乖離が生じたため。
【対応】
 ・人口減少が見込まれるため次期計画においては、本年度実施しているニーズ調査により保育ニーズを的確に把握し、計画を見直す予定。

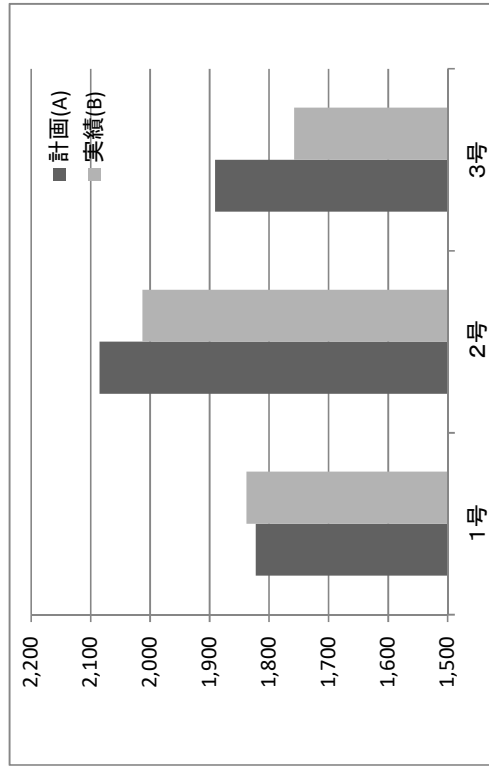
(2) 確保方策(利用定員総数)の令和5年度計画と実績に差が大きい市町村

※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの
 ※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

② 待機児童なし

○ 霧島市

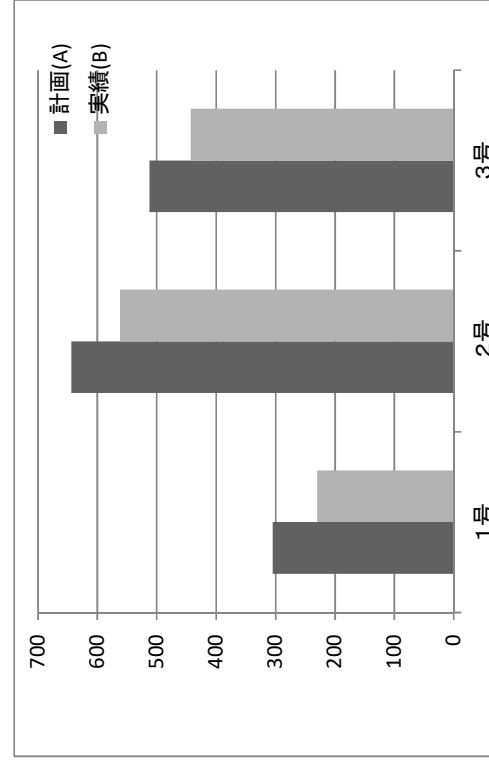
	1号	2号	3号	総数
計画(A)	1,823	2,085	1,891	5,799
実績(B)	1,838	2,013	1,758	5,609
(B)-(A)	▲ 15	▲ 72	▲ 133	▲ 190



【理由】
 ・新型コロナウイルス感染症の影響から、3号認定対象者の利用控えが生じているため。
 ・また、企業主導型保育事業(認可外保育施設)を利用する事例もあつたため。
【対策】
 ・加えて、保育教諭等の確保が困難なことから定員増については鈍化傾向にある。
 ・今後、人口減少が見込まれる中で、保育ニーズを的確に把握し、計画を見直していく予定。

○ 志布志市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	305	644	512	1,461
実績(B)	230	562	443	1,235
(B)-(A)	▲ 75	▲ 82	▲ 69	▲ 226

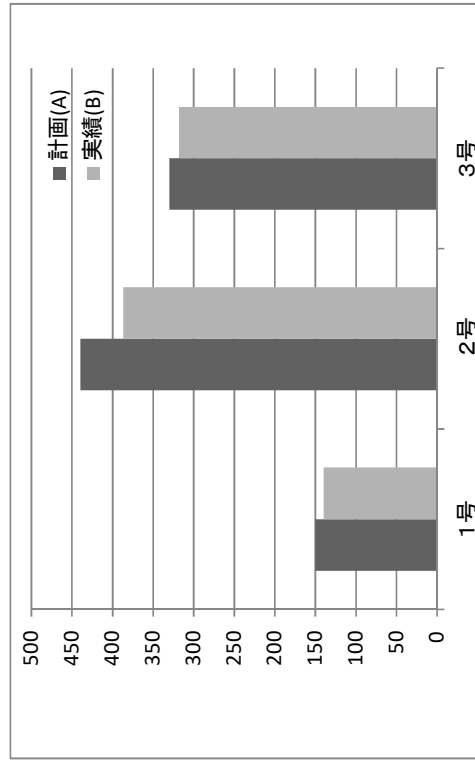


【理由】
 ・児童数の減少により、定員減を行う施設が多い中、確保方策の計画が過大であつたため達成できていない。
【対策】
 ・全体的に昇積が過大であつたため、第3期計画の策定も踏まえて、ニーズ調査や人口ビジョンを含めて、今後確保方策として適当な数値を検討していく。

② 待機児童なし

○ 伊佐市

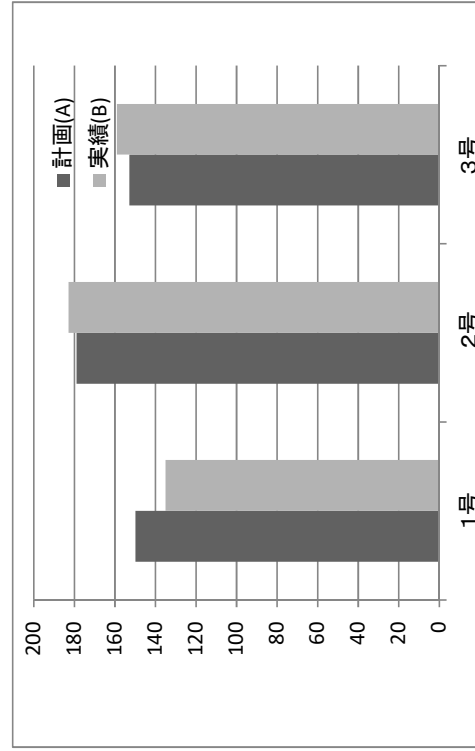
	1号	2号	3号	総数
計画(A)	150	440	330	920
実績(B)	140	387	318	845
(B)-(A)	▲ 10	▲ 53	▲ 12	▲ 75



【理由】
・利用児童数の減少や保育士不足等により、計画を下回った。
【対策】
・今後については、人口減少や保育需要に注視しながら計画を見直す予定。

○ 長島町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	150	179	153	482
実績(B)	135	183	159	477
(B)-(A)	▲ 15	4	6	▲ 5



【理由】
・計画より教育ニーズが少なく、保育ニーズの希望が多くなっているため。
【対策】
・今後計画で、直近のニーズ等を勘案して見直しの必要性の検討を行う。

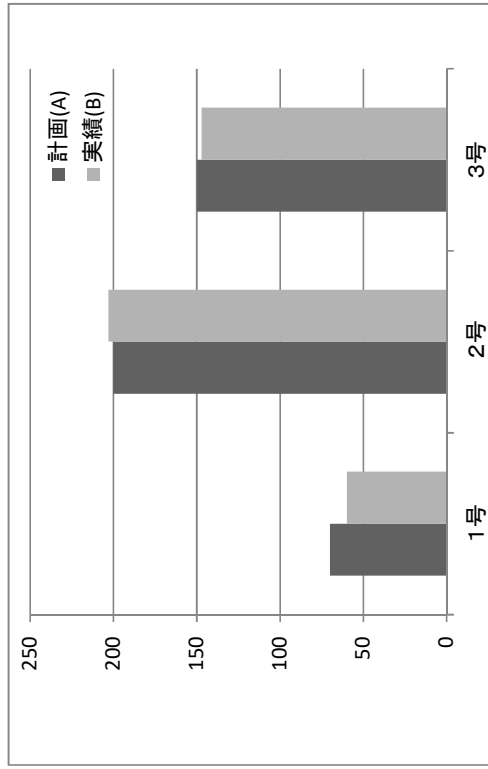
(2) 確保方策(利用定員総数)の令和5年度計画と実績に差が大きい市町村

※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの
 ※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

② 待機児童なし

○ 大崎町

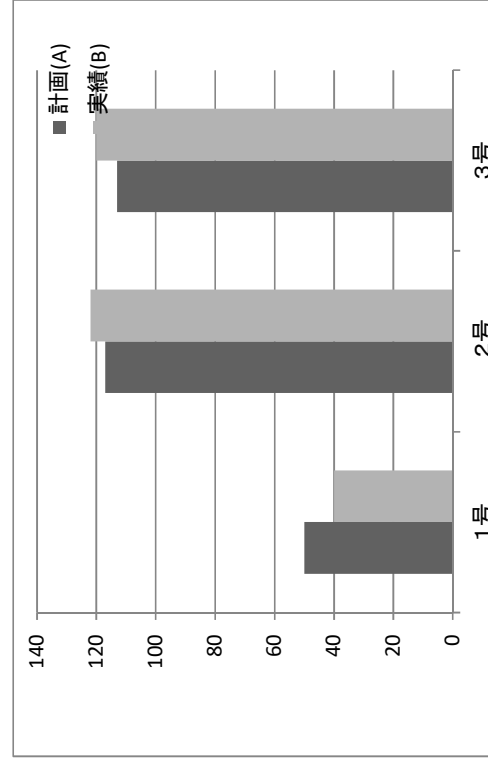
	1号	2号	3号	総数
計画(A)	70	200	150	420
実績(B)	60	203	147	410
(B)-(A)	▲ 10	3	▲ 3	▲ 10



【理由】
 ・教育ニーズの減少及び利用者の減少に応じて、利用定員数を下方修正したため。
【対策】
 ・次期計画では、直近のニーズや人口減少等を勘案して計画を見直す予定。

○ 東串良町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	50	117	113	280
実績(B)	40	122	120	282
(B)-(A)	▲ 10	5	7	2

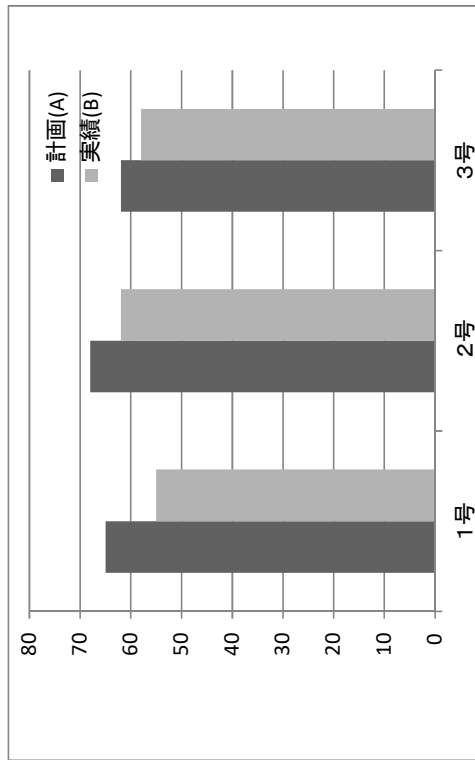


【理由】
 ・1号認定希望者が少なく、2号並びに3号認定を希望される家庭が若干多いため。共働き世帯が多いことが理由としてあげられる。
【対策】
 ・共働きが多いことを鑑み、計画の見直しを検討する。

② 待機児童なし

○ 錦江町

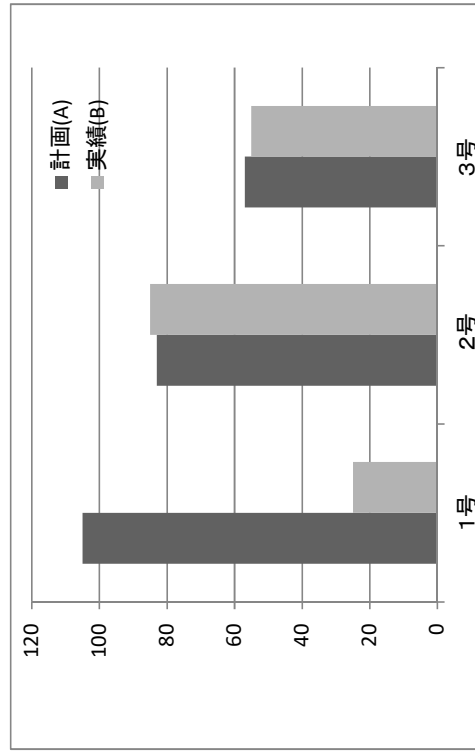
	1号	2号	3号	総数
計画(A)	65	68	62	195
実績(B)	55	62	58	175
(B)-(A)	▲ 10	▲ 6	▲ 4	▲ 20



【理由】
 ・当初計画よりも保育ニーズが増え、教育ニーズの利用希望者が減少したため。
【対策】
 ・今後については、人口減少が見込まれるため計画を見直し、保育の必要性の実態把握に努める。

○ 南大隅町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	105	83	57	245
実績(B)	25	85	55	165
(B)-(A)	▲ 80	2	▲ 2	▲ 80



【理由】
 ・令和4年度から町立の幼稚園が廃止となり、1号認定の利用定員が大きく減少したため。
【対策】
 ・1号については、現在の利用定員と今後のニーズを踏まえ、今後計画を見直す予定。

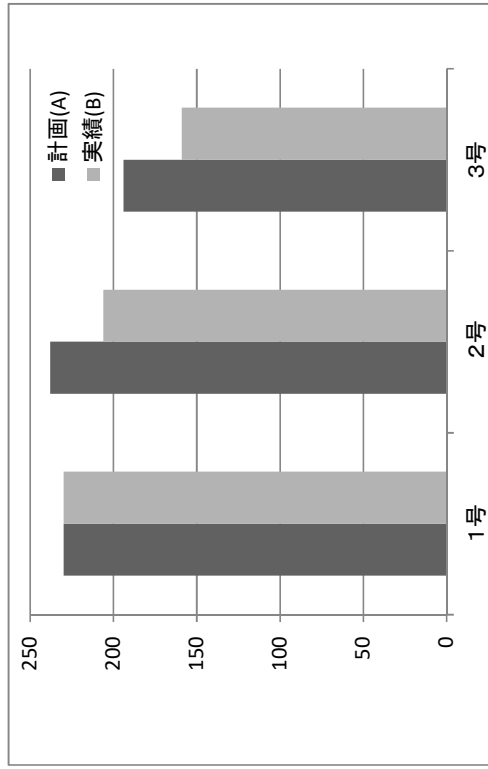
(2) 確保方策(利用定員総数)の令和5年度計画と実績に差が大きい市町村

※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの
 ※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

② 待機児童なし

○ 肝付町

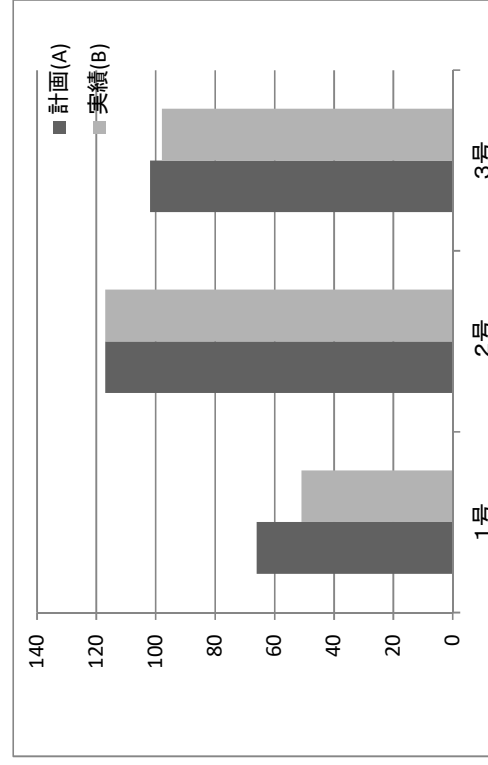
	1号	2号	3号	総数
計画(A)	230	238	194	662
実績(B)	230	206	159	595
(B)-(A)	0	▲ 32	▲ 35	▲ 67



【理由】
 ・利用児童数の減少のため、利用定員を増やせず実績が小さくなったため。
【対策】
 ・今後について、児童数の減少が見込まれるため計画を見直す予定。

○ 南種子町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	66	117	102	285
実績(B)	51	117	98	266
(B)-(A)	▲ 15	0	▲ 4	▲ 19

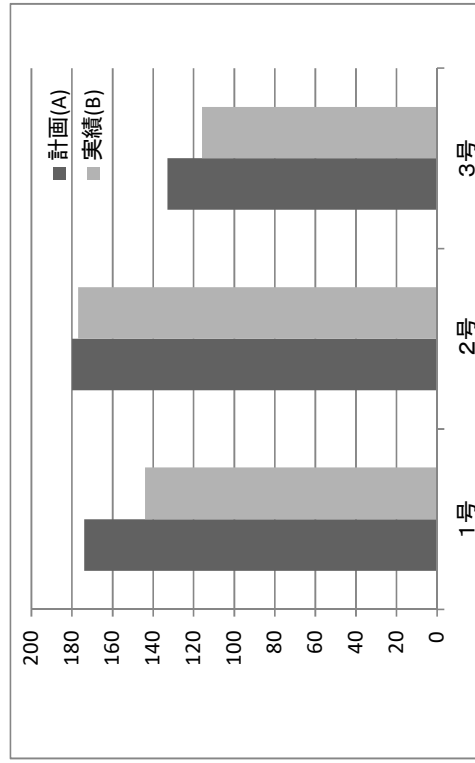


【理由】
 ・計画より児童数が減り、現在待機児童がないため、現状に合わせたかたちで定数を減している。
【対策】
 ・児童数、利用数等状況を見ながら、増減を行っていく。

② 待機児童なし

○ 屋久島町

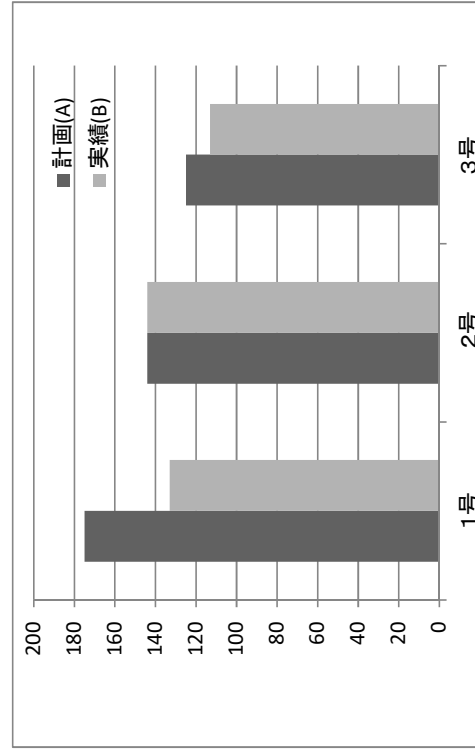
	1号	2号	3号	総数
計画(A)	174	180	133	487
実績(B)	144	177	116	437
(B)-(A)	▲ 30	▲ 3	▲ 17	▲ 50



【理由】
 ・児童数の減少により、利用定員減を行う施設があるため。
 【対策】
 ・急激な人口減少を考慮し、教育・保育二一ズを把握して計画を見直す。

○ 瀬戸内町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	175	144	125	444
実績(B)	133	144	113	390
(B)-(A)	▲ 42	0	▲ 12	▲ 54



【理由】
 ・公立幼稚園において3年保育の実施に伴い利用者増加を見込んで計画を入力したが予想よりも利用者が増えなかったため。
 【対策】
 ・1号認定においては利用定員総数を実状に合わせて見直しを図っていく。

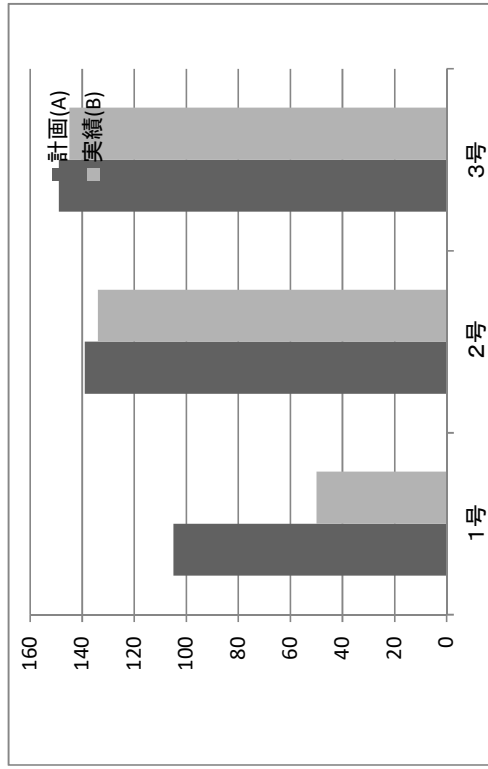
(2) 確保方策(利用定員総数)の令和5年度計画と実績に差が大きい市町村

※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの
 ※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

② 待機児童なし

○ 龍郷町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	105	139	149	393
実績(B)	50	134	145	329
(B)-(A)	▲ 55	▲ 5	▲ 4	▲ 64



【理由】

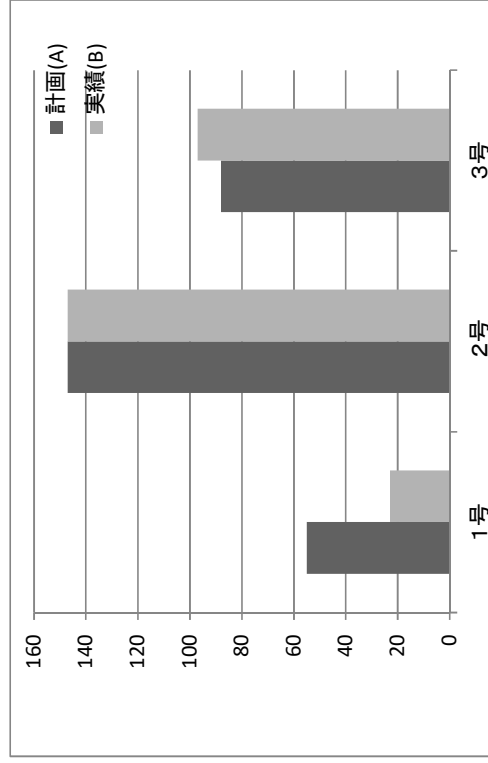
・1号認定について、へき地保育所が2ヶ所利用者の減少により休所となり、計画と実績に乖離が生じている。

【対策】

・1号認定のニーズを過大に見込んでいたことから、今後の計画を見直す予定。

○ 天城町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	55	147	88	290
実績(B)	23	147	97	267
(B)-(A)	▲ 32	0	9	▲ 23



【理由】

・1号の計画の見積もりが過大であったこと及び共働き等により、保育ニーズが高まったため。

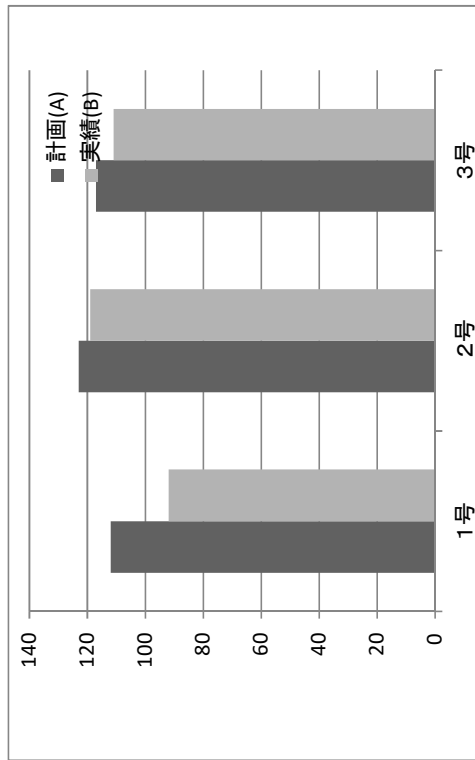
【対策】

・今後ニーズ調査の結果及び今後の人口推計を踏まえ、各認定区分の利用定員の見直しを行う予定。

② 待機児童なし

○ 伊仙町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	112	123	117	352
実績(B)	92	119	111	322
(B)-(A)	▲ 20	▲ 4	▲ 6	▲ 30



【理由】

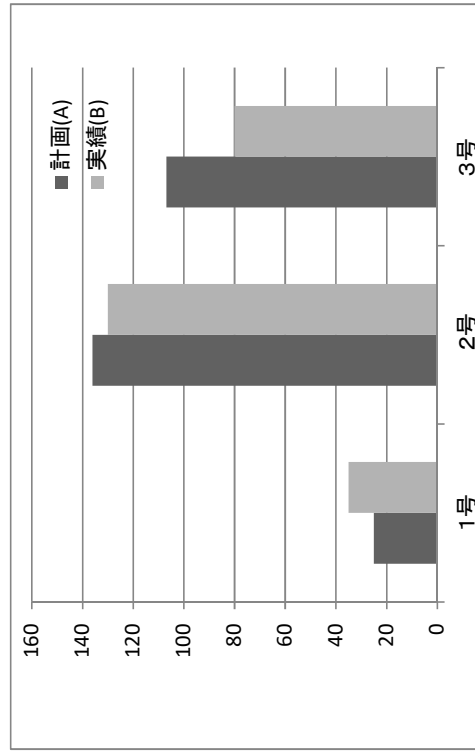
- ・1号認定については、保育ニーズの上昇により、教育ニーズが減少し定員割れの園があるため。

【対策】

- ・直近のニーズを基に、1号認定の計画・利用定員の見直しを行う。

○ 与論町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	25	136	107	268
実績(B)	35	130	80	245
(B)-(A)	10	▲ 6	▲ 27	▲ 23



【理由】

- ・2号、3号については令和3年度より町立こども園を1園閉園したため、計画時より利用定員数が減っている。

- ・1号については計画の見積もりが過少だった。

【対策】

- ・今後については、次期計画で定員の見直しを行う予定。

2 認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進体制

(1) 認定こども園への移行に必要な整備等の促進

施策等 (担当課)	令和5年度 本県の具体的取組	課題等	令和6年度の取組予定
就学前教育・保育 施設整備交付金 (子育て支援課)	<p>〈1〉 目的 保育所、認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助し、子どもを安心して育てることができるよう体制の整備を図る。 ・実施状況・成果等 ・13市町 22施設</p>	<p>市町村の計画的な整備に 対応するための十分な予 算(国費)を確保する必 要がある。</p>	<p>令和6年度の取組予定 ・実施計画 22施設 14市町 22施設 ※ 令和5年度繰越分(長島町) を含む。</p>
安心こども基金総 合対策事業 (子育て支援課)	<p>1 保育所等緊急整備事業 〈1〉 目的 認定こども園(保育所機能部分)の施設整備に要する費用の 一部を補助し、子どもを安心して育てることができるよう体制 整備を図る。 ・実施状況・成果等 ・0市 0施設</p> <p>2 認定こども園整備事業 〈1〉 目的 認定こども園(幼稚園機能部分)の施設整備に要する費用の 一部を補助し、子どもを安心して育てることができるよう体制 整備を図る。 ・実施状況・成果等 ・0市 0施設</p>	<p>平成20～27年度に基金 を造成し、平成21～令 和2年度に施設整備を保 行ったが、現在は、認 育所等整備交付金、認 定こども園施設整備交 付金にシフトしている。</p>	<p>—</p>

<参考> 保育所等の整備状況

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	計
整備箇所数	25	28	30	32	37	19	19	22	23	235
うち定員増を伴う整備箇所数	20	19	20	16	20	9	8	4	6	122
整備に伴う定員増人数(人)	717	695	590	551	733	186	253	70	164	3,959

(2) 教育・保育に従事する者の確保と資質の向上

ア 確保方策

施策等 (担当課)	令和5年度 本県の具体的取組	課題等	令和6年度の取組予定
保育教諭の人材育成 (子育て支援課)	<p>目的 <1> 認定こども園制度への円滑な移行・促進を図るため、幼稚園教諭有資格者及び保育士資格取得特例制度の利用の周知を図る。 <2> 認定こども園制度への円滑な移行・促進を図るため、幼稚園教諭有資格者及び保育士資格取得特例制度の利用の周知を図る。 (補助制度) 保育教諭確保のための保育士試験合格者 16人 (補助制度) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許取得特例制度の利用の周知を図る。 2人 (補助制度) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許取得特例制度の利用の周知を図る。 5人</p>	<p>保育士資格等の取得に係る特例制度は、令和6年度末まで、同制度利用を促進する必要がある。</p>	<p>保育士の人材育成 引き続き特例制度利用の周知を促進するとともに、補助制度の利用の周知を図る。 保育教諭確保のための保育士資格等取得支援事業 4人 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許取得支援事業 5人</p>

施策等 (担当課)	令和5年度 本県の具体的取組	課題等	令和6年度の取組予定
保育士の人材育成 (保育士修学資金 貸付等事業) (子育て支援課)	1 保育士修学資金貸付 <1> 目的 保育士養成施設卒業後、鹿児島県内において保育業務に従事しやすくとす者に対し修学資金を貸し付け、その修学を容易にすることにより、保育士の養成確保を図る。 <2> 対象者 指定保育士養成施設に在学する学生 貸付人数 70人 <3> 実施状況・成果等 2 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付 <1> 目的 未就学児を持つ保育士に対し当該保育士の子どもの保育料の一部を貸し付けることにより、保育士の確保を図る。 <2> 対象者 ※保育士として週20時間以上勤務 ① 未就学児を持つ保育士であって県内の保育所等に新たに勤務する者 ② 保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であり、産後休暇又は育児休業から復帰する者 新規貸付なし <3> 実施状況・成果等 3 就職準備金貸付 <1> 目的 潜在保育士に対し就職のための準備に必要な費用を貸し付けることにより、保育士の確保を図る。 <2> 対象者 ※保育士として週20時間以上勤務 ① 保育所等を離職した者や勤務経験の無い者 ② 保育所等に新たに勤務する者 <3> 実施状況・成果等 貸付人数 1人	保育士人材確保のため、保育士の新規取得者、資格や保育士の再就職の確保や潜在保育士の支援が必要である。	令和6年度の取組予定 1 保育士修学資金の貸付実施 ・ 貸付人数 80人 ・ 貸付金額 1人160万円以内 2 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付の実施 ・ 貸付人数 4人 ・ 貸付金額 月額27,000円以内 3 就職準備金の貸付実施 ・ 貸付人数 4人 ・ 貸付金額 20万円以内
保育士の人材バンク (保育士人材バンク事業) (子育て支援課)	<1> 目的 県内の待機児童の解消を図るため、県が行う保育士登録の仕組みを活用した「鹿児島県保育士人材バンク」を設置し、保育士確保に取り組みむ市町村に対して必要な情報を提供する。 <2> 実施状況・成果等 令和6年3月31日現在の登録者数 384人	登録者数の拡大を図るため、県内の潜在保育士や新規保育士登録者に対する必要がある。	「保育士人材バンク」の設置・運営 ・ 「鹿児島県保育士人材バンク」WEBシステムの運営・管理 ・ 市町村との業務提携 ・ 市町村の活用を促進するため、市町村説明会の実施 ・ 潜在保育士に対する「保育士人材バンク」への登録勧奨

施策等 (担当課)	令和5年度 本県の具体的取組	課題等	令和6年度の取組予定
保育士確保対策 (保育人材支援等 市町村交付金事 業) (子育て支援課)	令和6年度新規事業	県内市町村の保育士確保 対策の取組を促進する必 要がある。	県の保育士人材バンクを活用した潜 在保育士の掘り起こしや再就職支 援、新卒保育士の確保、就業継続支 援、県外からの誘致など、市町村が 取り組む保育人材確保に資する事業
保育士の再就職支 援(保育士・保育 所等支援事業) (子育て支援課)	令和6年度新規事業	鹿児島県の保育士登録数 は累計約3万人だが、県の 内で勤務する保育士の数 は1万人程度で保育士とな っている。	潜在保育士の掘り起こし ・ 保育士現況調査を実施 ・ 県内就職フェアの開催 ・ 保育士人材バンク運営
保育士の再就職支 援(子育て支援課)	<p><1> 目的 再就職を希望する潜在保育士に対し、ブランクへの不安や、最 復職事情が分からないうちの不安や、最 新の保育事情が分からないうちの不安や、最 り解消し、復職を応援する。</p> <p><2> 実施状況 ・ 保育士講座、保育体験を実施した (R5.11.21)</p>	再就職を希望する潜在保 育士の掘り起こしに引き 続き取り組む必要があ る。	保育士・保育所等支援事業において 「就職フェア」を開催
保育士等の処遇改 善(子育て支援課)	<p><1> 目的 高い教育・保育を安定的に供給していくために、やりが いを持つて働き続ける環境づくりを推進するため、保 育士等の処遇改善を図る。</p> <p><2> 実施状況 ・ 保育士講座、保育体験を実施した (R5.11.21)</p> <p>【キャリアパス構築の促進】 ○ 働きやすい保育の職場づくり推進 事業 ・ 保育士等の職場環境改善に係る ・ 専門家による相談 ・ 魅力ある職場づくりのためのワ ークセッション</p>	保育士等の処遇改善を図 るため、引き続き施設長 の意識啓発を図る必要が ある。	<p>【処遇改善等加算の活用促進】 ○ 技能・経験を積んだ職員への加算 ・ 分野別リターン等 ・ 月額5千円(上限) アップ ・ 副主任保育士等 ・ 月額4万円(上限) アップ</p> <p>【キャリアパス構築の促進】 ○ 働きやすい保育の職場づくり推進 事業 ・ 保育士等の職場環境改善に係る ・ 専門家による相談 ・ 魅力ある職場づくりのためのワ ークセッション</p>

<p>施策等 (担当課)</p> <p>医療的ケア児の受 入支援 (子育て支援課)</p>	<p>令和5年度 本県の具体的取組</p> <p>〈1〉 医療的ケアを必要とする子ども等の受入体制の整備を推進する ため、保育所等における看護師等の配置や必要な研修の受講等 への支援を実施する。 〈2〉 実施状況・成果等 ・実施市町村・施設数 7市町10施設</p>	<p>課題等</p> <p>県内の多くのケア児の受入体制整備に伴う 医療的ケア児の受入体制整備に伴う 経費の補助 ○実施市町村・施設数 7市17施設 ・看護師等の配置 ・研修の受講支援 等</p>	<p>令和6年度の取組予定</p>
---	---	--	-------------------

イ 地域子ども・子育て支援事業等に従事する者の確保と資質の向上に対する支援

施策等 (担当課)	令和5年度 本県の具体的取組	課題等	令和6年度の取組予定																																
<p>子育て支援員研修 (子育て支援課)</p>	<p>〈1〉 目的 地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、研修を実施し、子ども・子育て支援新制度において創設された「子育て支援員」の養成を図る。</p> <p>〈2〉 実施状況・成果等 ・実施日：令和5年9月13日～令和6年1月19日のうち希望するコース日程 ・実施地区：オンライン(実施等は、鹿児島、鹿屋、薩摩川内、霧島で開催) 実施コース等：</p> <table border="1" data-bbox="635 1003 933 1818"> <thead> <tr> <th>実施地区</th> <th>研修内容</th> <th>受講者数</th> <th>修了者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">オンライン等</td> <td>基本研修</td> <td>515</td> <td>389</td> </tr> <tr> <td>地域保育</td> <td>272</td> <td>247</td> </tr> <tr> <td>コース</td> <td>77</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>ファミリー・サポーター・ボランティア-事業</td> <td>17</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>放課後児童コース</td> <td>59</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>社会的養護コース</td> <td>21</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>地域子育て支援事業・基本型</td> <td>16</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>利用者支援事業・特定型</td> <td>13</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>地域子育て支援拠点事業</td> <td>40</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table>	実施地区	研修内容	受講者数	修了者数	オンライン等	基本研修	515	389	地域保育	272	247	コース	77	69	ファミリー・サポーター・ボランティア-事業	17	16	放課後児童コース	59	46	社会的養護コース	21	18	地域子育て支援事業・基本型	16	13	利用者支援事業・特定型	13	10	地域子育て支援拠点事業	40	35	<p>県内の実情や子育て支援員研修の二一歩が、高いことを踏まえ、引き続き、研修機会の確保を図る。</p>	<p>子育て支援員研修の実施 ○実施日：令和6年7月20日～令和6年12月31日のうち希望するコース日程 ○実施地区：オンライン(実施等は、鹿児島等で開催) ○実施コース：8コース</p>
実施地区	研修内容	受講者数	修了者数																																
オンライン等	基本研修	515	389																																
	地域保育	272	247																																
	コース	77	69																																
	ファミリー・サポーター・ボランティア-事業	17	16																																
	放課後児童コース	59	46																																
	社会的養護コース	21	18																																
	地域子育て支援事業・基本型	16	13																																
	利用者支援事業・特定型	13	10																																
	地域子育て支援拠点事業	40	35																																

施策等 (担当課)	令和5年度 本県の具体的取組	課題等	令和6年度の取組予定
放課後子ども総合推進事業 [放課後児童支援員の認定資格研修] (子育て支援課)	<p>目的 放課後児童クラブの量の拡大と質の向上を図るため、放課後児童の「支援の単位」ごとに、2人以上配置が必要とされている放課後児童支援員の資格を認定する。</p> <p>〈2〉実施状況・成果等 放課後児童支援員の認定者 365人 「資格要件：研修の修了」 ・第1回鹿屋会場(9/25～9/28) 資格取得者 163人 ・第2回霧島会場(10/12～10/15) 資格取得者 83人 ・第3回北薩会場(11/11～11/14) 資格取得者 58人 ・第4回鹿屋会場(1/18～1/21) 資格取得者 61人</p>	資格取得者により多く確保するため、引き続き、研修機会を確保する必要がある。	放課後児童支援員認定資格研修の実施 ・鹿屋会場(9/25～9/28) 150人 ・霧島会場(10/10～10/13) 100人 ・北薩会場(11/7～11/10) 100人 ・鹿屋会場(1/14～1/17) 50人
放課後子ども総合推進事業 [放課後児童支援員等現任研修] (子育て支援課)	<p>目的 放課後児童支援員及び補助員等の資質の向上を図るため、必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行う。</p> <p>〈2〉実施状況・成果等 放課後児童支援員等現任研修の実施 【初任者(経験3年未満)】 7月9日 北薩会場 修了者 61人 9月16日 鹿屋会場 修了者 117人 【中堅者(経験3年以上)】 7月2日 鹿屋会場 修了者 57人 10月30日 鹿屋会場 修了者 135人</p>	受講希望者全員が受講でき、引き継ぎ、研修機会を確保する必要がある。	放課後児童支援員等現任研修の実施 【初任者(経験3年未満)】 6月30日 鹿屋会場 120人 12月18日 大隅会場 60人 【中堅者(経験3年以上)】 7月6日 鹿屋会場 120人 11月30日 霧島会場 100人

ウ 幼稚園教諭・保育士に対する研修の実施

施策等 (担当課)	令和5年度 本県の具体的取組	課題等	令和6年度の取組予定
幼稚園新規採用教員研修会 (義務教育課) (子育て支援課)	<p><1> 目的 幼稚園新規採用教員に対する研修</p> <p><2> 実施状況・成果等 公立幼稚園(1人) 公立幼稚園以外(63人) ① 4/13 " (37人) ② 5/26 " (65人) ③ 7/6~7/7 " (33人) ④ 11/28~11/29 "</p>	<p>職務遂行に必要な事項等を習得するため、引き続き新規採用教員の研修機会を確保する必要がある。</p>	<p>幼稚園新規採用教員研修会の実施</p> <p>年4回実施 ① 4/16 ② 5/31 ③ 7/3~7/4 ④ 11/21~11/22</p>
幼稚園中堅教諭等 資質向上研修 (義務教育課) (子育て支援課)	<p><1> 目的 在職期間が10年に達した公立幼稚園教諭に対して、個々の適正等に応じた資質向上を図る。</p> <p><2> 実施状況・成果等 実施日：令和5年7月31日~令和5年8月3日 実施場所：県総合教育センター 参加人数：8人</p>	<p>個々の適性等に応じた資質向上を図るため、引き続き幼稚園中堅教諭等の研修機会を確保する必要がある。</p>	<p>幼稚園中堅教諭等資質向上研修の実施 実施日：7/29~8/1 参加人数：3人</p>
保育教諭等研修 (認定こども園等 資質向上のための 研修事業) (子育て支援課)	<p><1> 目的 保育と保育の一体的提供などについても園の保育教諭等の質の向上を図る。</p> <p><2> 実施状況・成果等 実施日：令和5年11月7日 実施場所：鹿児島県建設センター 参加人数：53人 研修内容：①特別支援について ②乳幼児・乳児の保育について ③アレルギーと感染症の対応</p>	<p>認定こども園の保育教諭等、引き続き研修を行う必要がある。</p>	<p>保育教諭研修 ・実施時期：令和6年11月頃</p>

施策等 (担当課)	令和5年度 本県の具体的取組	課題等	令和6年度の取組予定
保育所特別保育等 研修 (保育所特別保育 等研修事業) (子育て支援課)	令和5年度 本県の具体的取組 <1> 目的 保育所職員等の資質向上を図る。 <2> 実施状況・成果等 オンライン開催 ・実施日：令和6年2月19日～令和6年2月29日 ・参加人数：153人 ・研修内容：①事故防止 ②乳幼児の感染症対策と保健衛生 ③保護者への対応 ④人権教育 ⑤障害児保育 ⑥子ども虐待と社会的養護	保育所職員等の資質向上 を図るため、引き続き等 故防止や感染症予防等の 研修を行う必要がある。	保育所特別保育等研修の実施 ・実施時期：令和7年2月頃
保育士等キャリア アップ研修 (子育て支援課)	<1> 目的 リーダー的な役割を担う保育士等に対し、厚生労働省の処遇 改善加算の要件であるキャリアアップ研修を実施し、専門性の向 上を図るとともに、保育の質を高める。 <2> 実施状況・成果等 保育士等キャリアアップ研修の実施 (新型コロナウイルス対策として、オンラインにて実施) ・指定機関実施分 実施回数：35回 修了者数：1,580人 ・県委託分 実施回数：11回 修了者数：910人	保育士等キャリアアップ 研修は、処遇改善加算Ⅱ の要件となっており、段階 的に要件が引き上げられ ることを踏まえ、引き続き 研修機会を確保する必 要がある。	保育士等キャリアアップ研修の実施 ・指定機関実施分 定員数：8,700人 ・県委託分 (オンラインにて実施) 実施回数：11回 定員数：1,410人
医療的ケア児等受 入体制構築促進事 業(子育て支援課)	<1> 目的 医療的ケア児に関する正しい知識や医療的ケア児を保育所等に 受け入れるための対応方法について理解を図るためのセミナーを 実施。 <2> 実施状況・成果等 ・対象者：保育所等の職員や市町村の担当職員 ・参加数：142人 ・日時：令和5年12月27日～令和6年2月29日 ・オンラインデマンド配信にて実施	県内の保育所等における 医療的ケア児受入につい ての不安を払拭し、保 育所等における受入を促 進するため、引き続きあ る。	医療的ケア児に関する正しい知識や 医療的ケア児を保育所等に受け入れ るための対応方法について理解を図 るためのセミナーの実施 ・対象者：保育所等の職員や市町村 の担当職員

3 地域子ども・子育て支援事業の推進

施策等 (担当課)	令和5年度 本県の具体的取組	課題等	令和6年度の取組予定
地域子ども・子育て支援事業 (子ども政策課)	<p>目的 市町村が地域の実情に 応じて行う子ども に対する総合的な 子育て支援の充実を 図る。</p> <p>〈1〉 市並みに保 育たための交付金 を交付し、地域の 子ども・子育て支 援の充実を図る。</p> <p>〈2〉 実施状況・成 果等 次頁のとおり</p>	市町村計画の目標に到達できず、積極的に働きかける必要がある。	地域の実情に応じ、市町村が地域子ども・子育て支援事業を実施

地域子ども・子育て支援事業の実施状況（令和5年度）

事業名	計画市町村数	実施市町村数	実施箇所数	事業内容
利用者支援事業	33市町村	33市町村	57か所	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
延長保育事業	32市町	33市町	599か所	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育所等で保育を実施する事業です。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	12市町	10市町		保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	2市町	1市町	4か所	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業です。
放課後児童健全育成事業	41市町村	41市町村	698か所	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
子育て短期支援事業	24市町村	18市町	ショートステイ44か所 トワイライト19か所	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	35市町村	34市町村		生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。
養育支援訪問事業	19市町村	19市町村		養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育が適切に行われるよう、養育に関する指導・助言等を行う事業です。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	6市町	5市町		子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）に携わる職員の専門性向上（研修の受講等）などの取組を行う事業です。
一時預かり事業	34市町村	34市町村	423か所	保育所等を利用していない家庭において、日常生活上の突発的な事情等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
地域子育て支援拠点事業	40市町村	38市町村	114か所	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
病児保育事業	26市町	23市町	78か所	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。
ファミリーサポートセンター事業	20市町	21市町	21か所	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と、当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

※ 計画・実施市町村数、実施箇所数については、「地域子ども・子育て支援事業」の対象になるものを記載

令和5年度 地域子ども・子育て支援事業 市町村別実績一覧

(各市町村集計)

	① 利用者 支援事業	② 延長保 育事業	③ 実費徴収 に伴う補 給を行う事業	④ 多様な事業 者の参入 促進・能力 活用事業	⑤ 放課後 児童健全 育成事業	⑥ 子育て 短期支 援事業	⑦ 乳児家 庭全問 事業	⑧ 養育支 援訪問 事業	⑨ 子どもを 守る地域 ネットワ ーク機 能強化事 業	⑩ 地域子 育て支 援拠点 事業	⑪ 一時預 かり事 業	⑫ 病児保 育事業	⑬ 子育て 援助活 動事業
1 鹿児島市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 鹿屋市	○	○	○		○	○	○			○	○	○	○
3 枕崎市	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○
4 阿久根市	○	○			○	○	○			○	○		
5 出水市	○	○			○	○	○	○		○	○	○	○
6 指宿市	○	○			○	○	○			○	○	○	○
7 西之表市			○		○		○	○		○	○		○
8 垂水市	○	○			○		○		○	○	○		○
9 薩摩川内市	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○
10 日置市	○	○			○	○	○	○		○	○	○	
11 曾於市	○	○			○	○	○	○		○	○	○	○
12 霧島市	○	○			○	○	○			○	○	○	○
13 いちき串木野市	○	○			○	○	○	○		○	○	○	○
14 南さつま市	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○
15 志布志市	○	○			○	○	○			○	○		○
16 奄美市	○	○			○	○	○	○		○	○	○	○
17 南九州市	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
18 伊佐市	○	○			○		○	○		○	○		○
19 始良市	○	○	○		○	○	○			○	○	○	○
20 三島村										○			
21 十島村	○									○			
22 さつま町	○	○			○		○	○		○	○	○	
23 長島町		○			○					○	○		
24 湧水町	○	○			○		○			○			○
25 大崎町	○	○			○		○	○		○	○		
26 東串良町		○			○		○			○			
27 錦江町	○	○	○		○		○			○	○		
28 南大隅町		○			○					○	○	○	
29 肝付町	○	○	○		○		○			○	○	○	
30 中種子町	○		○		○		○	○			○		
31 南種子町		○			○					○	○	○	
32 屋久島町	○	○			○		○	○		○	○		
33 大和村	○				○								
34 宇検村	○				○	○	○	○					
35 瀬戸内町	○				○		○		○	○	○		
36 龍郷町	○	○			○	○	○						○
37 喜界町		○			○					○	○		
38 徳之島町		○			○					○	○	○	○
39 天城町					○					○	○	○	
40 伊仙町					○	○	○				○	○	
41 和泊町	○	○			○		○		○	○		○	○
42 知名町	○				○		○	○		○		○	
43 与論町	○	○			○		○	○		○	○	○	
実績合計 (市町村)	33	33	10	1	41	18	34	19	5	38	34	23	21